

## 選考委員のコメント

- 児童の実態を踏まえた取り組みである。著作権に関する知識の伝達に留まること無く、この法律の理念を踏まえて行動しようとする態度の育成まで目指している。ここでのさらなる工夫を期待したい。
- “してはいけない”から“してもいいことがある”への気付きは小学生にとって理解し易い実践と思う。また、新聞作りと同時に具体的な学習が出来たと思う。
- 国語と総合的な学習の時間をクロスする指導計画は無理がなくて良い。「5分でできる著作権教育」事例を活用すること、児童が考える活動を取り入れていること、学んだことを活かす場面を設定していることなど、指導のポイントが押さえられており、他校の参考になる実践事例である。
- 小学校4年生の実践記録としては高水準である。国語科との連携で、成果を新聞にまとめる活動を行っているのは良い。他方、制作された新聞のごく一部分しか紹介されていないのが残念である。
- 児童の調べ学習についての丁寧な観察から著作権指導の必要性に気づき、手本を参考にするという学習活動と、自分なりの工夫をするという創造力に結びつく活動を上手に関連付けている点が良い。それまで単に「コピーしてはいけない」というだけであった児童の意識が、きちんと引用することで他人の著作物をレポートに使用することができることを学んだ後に、著作者人格権を尊重する態度へと変容する過程もわかりやすく報告されており、教育実践の効果が把握できる。今後、高学年の学習において、より高度な著作権制度の理解につながる教育実践へと発展することを期待する。
- 著作権を知らないがために起きてきた実態から、最後には「他人の作品を尊重し、自分の作品に誇りをもてるようになってほしい」というねらいこそ、著作権教育の目的である。そのことをよく理解されて実践されている点が評価できる。
- 真似することと参考にすることの違いをグループでじっくり話し合わせることで、一方的な教え込み授業でなく、児童が主体的に学んでいる。児童から出た考えもすばらしい。
- 公開されている教材を活用し、無理なく、大がかりでなく、誰もがすぐに実践できる内容である。

○全体としては3時間の指導計画であることから、実践事例としては利用し易いと思う。著作権法が「文化の発展に寄与することを目的」としていることを伝えているところは素晴らしい。

○「勝手に使われると作者が嫌な気持ちになるから」という意識を持ってくれるようになるだけでも、小学校4年生としては十分ではないか。その意識があれば、嫌な気持ちになるようなことをする抑止力になる。

○著作権者の立場から言えば、著作権の理解が浅い子供たちに対して「引用」を学ばせることはやや無理があると考える。逆に何でも「引用」だから構わないという考え方には繋がる懸念がある。

○引用の着眼点がよい。「真似」と「参考」を考えさせることはよい。著作権法があると、よいことを考えさせることもポジティブでよい。次への課題がよい。

○「5分でできる著作権教育」が効果的に活用されている点が評価できる。主題設定の理由、子どもの実態・課題が明確になっている。授業の組立てがすばらしい。著作権について教え込みではなく、子どもたち自ら考え、教員がその考えを生かした創造的な授業を行っている。また、1時間1時間子どもたちの変容をしっかりととらえ、それに従って授業を再構成している。PDCAがきちんとされている。実施後の子どもたちの変容もきちんと述べられている。たくさんの小中学校で直面する課題に対して適切に取り組んでおり、どの学校でも取り組めるモデルである。